

# 道路通行制限通知

太土第1920344- 40号

令和3年6月9日

関係各位

群馬県太田土木事務所 松井 政浩



道路法第46条の規定により下記のとおり通行制限します。

路線名	(一)大原境三ツ木線
場所	太田市大原町 地内
交通制限の種類	東側副道を全面通行規制
理由	社会資本総合整備（国土強靱化）舗装本復旧工事 分割1号、分割2号
区間及び程度	(一)大原境三ツ木線の東側副道について、延長約2kmを2分割した工事ごとに、300m程度の全面通行止を移動しながら規制する。
期間	令和 3年 6月14日から令和 3年 8月25日まで68日間「うち30日間」
時間	昼間（8：30～17：00）夜間解放
交通に対する措置	工事現場には、交通誘導員を配置し、工事中の標示（路線名、工事名、工交通に対する事延長、工事期間、施工者氏名等を明示）及び道路標識（注意、徐行、指定方向外通行禁止等）防護施設（バリケード等を設け、夜間は赤色灯をつけ、処置その他道路交通の危険防止のために必要な措置等）を講じて道路交通の安全と円滑を図る。
申請人	太田土木事務所・工務第二係・宮田嗣実 電話 0276-32-2345
施工・現場責任者	分割1号: (株) 石宝・松原健二 電話 0276-37-1921 分割2号: 創和建设(株)・石原哲夫 電話 0276-31-5183
その他	
公安委員会の回答	

整理番号 40号

# 位置図

